



平成28年5月24日

各 位

会社名 市 光 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 オードバディ アリ
(コード番号：7244、東証第1部)
問合せ先 執行役員経営企画室長 白土 秀樹
(TEL 0463-96-1442)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成28年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成28年6月29日開催予定の第86回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する報酬制度として導入するものです。なお、本制度は、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成24年6月26日開催の第82回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額360百万円以内（うち社外取締役60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けますこととなります。本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額76百万円以内（うち社外取締役1百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年380,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間

で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. 本制度の執行役員への適用

本株主総会において、上記のとおり当社の取締役に対して報酬を支給することにつきご承認をいただいた場合、取締役を兼務しない当社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

以 上